平成２２年（フ）第７８号
鹿児島県奄美市住用町大字城198番地
債務者　千田　一廣
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２２年（フ）第１２２号
鹿児島県鹿屋市西原４丁目12番21号
債務者　中垣内　修
1　決定年月日時　平成22年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２２年（フ）第１２３号
鹿児島県鹿屋市札元１丁目３番15号　札元大丸マンション106号、旧住所鹿児島県鹿屋市上谷町31番１号
債務者　江田　賢竜
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２２年（フ）第１２６号
鹿児島県曽於市末吉町二之方5831番地２
債務者　河野　明廣
1　決定年月日時　平成22年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２２年（フ）第３８３号
沖縄県浦添市西原４―39―13　ベラビスタ305号室、住民票上の住所沖縄県宜野湾市嘉数１丁目７番５号
債務者　知花エリカ
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第３９６号
沖縄県豊見城市字豊見城199番地　マンションスマイルぎぼＢ―８
債務者　今井　義雄
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第１９５号
宮城県栗原市若柳字川南堤通20番地１　有料老人ホーム　シエスタ堤通り
債務者　阿部　正人
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第２２３号
宮城県大崎市古川北稲葉３丁目３番３号　ＹＳコートＢ棟、従前の住所宮城県大崎市古川諏訪１丁目５番29号
債務者　佐々木貴洋
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第４７６号
秋田市飯島美砂町３番５号　森本アパート５号
債務者　進藤　健一
1　決定年月日時　平成22年10月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４８１号
秋田市河辺北野田高屋字黒沼下堤下50番地13
債務者　沼田　美樹
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４８２号
秋田市御所野元町７丁目20番13号
債務者　金子　博紀
1　決定年月日時　平成22年10月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４８３号
秋田市新屋田尻沢西町12番18号
債務者　吉沢　　篤
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４９８号
秋田県潟上市昭和豊川槻木字保竜田54番地
債務者　永井恵美子
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１５５２号
京都府相楽郡精華町光台８丁目13番地８
債務者　伏見　文代
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１６５７号
京都市上京区七本松通一条下る三軒町71番地13　コーポラス北野807号
債務者　上治　秀規
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１６５８号
京都市上京区七本松通一条下る三軒町71番地13　コーポラス北野807号
債務者　上治佐和子
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１６７８号
京都市左京区新東洞院通二条下る新東洞院町271番地２　ＳＪＳ二条ビル403
債務者　テムこと　田中　基少
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係